

# 児童手当の手続きをお忘れなく！

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している方で、一定の所得を超えない場合に、下記の金額が支給されます。出生により新たに受給資格が生じたときは、伊奈庁舎の児童福祉課にて児童手当の認定請求手続きを済ませてください。（※公務員の方については、勤務先で手続きをしてください。）

## ●支給月額

- ・3歳未満 一律1万円
- ・3歳以上 第1子=5千円 第2子=5千円 第3子以降=1万円

## ●児童手当認定請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・請求者名義の金融機関口座のわかるもの（児童手当を振り込みます。郵便局は不可。）
- ・請求者が厚生年金等の加入者の場合・・・健康保険被保険者証の写し
- ・転入等により平成19年の1月1日現在つくばみらい市に住所がなかった方・・・平成19年度児童手当用所得証明書（平成18年中の所得を証明するものです。平成19年1月1日現在住所のあった市町村で発行されます。）

※所得証明書等の添付書類は後日提出していただいても結構ですので、まずは児童福祉課の窓口で認定請求手続きをしてください。

※**昨年は所得制限で児童手当を受給できなかった方でも、毎年6月分以降の手当からは審査対象の所得年度が変わりますので、所得状況が変われば児童手当を受給できるようになる可能性もあります。（平成19年6月分から平成20年5月分の児童手当については、平成18年中の所得で支給要件の確認をいたします。）6月分以降の児童手当については、5月中に「認定請求書」を提出してください。**

また、児童手当をすでに受給している方でも次のような請求・届出手続きが必要です。  
お忘れのないよう速やかに児童福祉課にて手続きを済ませてください。

- つくばみらい市に転入されたとき・・・認定請求書
- 出生等により支給対象児童が増えたとき・・・額改定請求書
- 他の市区町村に住所が変わるとき・・・受給事由消滅届



◆受付場所及び  
問い合わせ先  
伊奈庁舎児童福祉課  
☎ 58-2111（内線1162）